



2025年8月28日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6957 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
電 話 番 号 048-615-4000

(変更) 2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が2025年5月1日付で公表いたしました「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(その後の変更及び訂正を含みます。)について、一部変更すべき事項がありました(以下「本変更」といいます。)ので、下記のとおりお知らせいたします。

ミネベアミツミ株式会社(以下「ミネベアミツミ」といいます。)が公表した本日付「(変更)「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、ミネベアミツミが2025年5月2日より開始しております当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。)に関して、YAGEO Electronics Japan 合同会社(以下「YAGEO Electronics Japan」といいます。)が、YAGEO Electronics Japanが実施している当社株式に対する公開買付け(以下「YAGEO 公開買付け」といいます。)における買付け等の価格(以下「YAGEO 公開買付価格」といいます。)を、2025年8月21日付で6,635円へと、2025年8月23日付で7,130円へと変更することを決定しており、2025年8月27日付で、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)上の承認について、遅くとも同年9月10日までに取得できる見込みである旨を公表しているところ、ミネベアミツミは、2025年8月21日以降はミネベアミツミ公開買付けの買付け等の価格(以下「ミネベアミツミ公開買付価格」といいます。)とYAGEO 公開買付価格が同額であるか否かという点につき、法第27条の8第2項に基づき、当社株主の皆様に対する十分な情報提供を行うため、2025年8月28日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出することとしたとのことです。当該訂正届出書の提出に伴い、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第13条第2項第2号イに基づき、2025年8月28日付で、ミネベアミツミ公開買付けの買付け等の期間(以下「ミネベアミツミ公開買付期間」といいます。)は、2025年9月11日まで延長され、合計91営業日となったとのことです。

本変更は、上記決定に伴い、生じたものとなります。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由

- ② ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

6,200円というミネベアミツミ公開買付価格は、YAGEO 公開買付価格と同額であること、2025年8月1日付でYAGEO 公開買付けに係る外為法上の待機期間が同年9月1日まで再延長されたことが反映され

た同年8月4日以降の当社株式の市場株価は上回っていること、特に、ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付価格を6,200円に引き上げることを決定したことに伴い提出した公開買付届出書の訂正届出書の提出日の前営業日である2025年8月13日の当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値は5,860円であり、それに対して5.80%のプレミアムを加えた価格であること、さらに、YAGEO公開買付けには上記のとおり実現可能性に重大な疑義が生じている一方、ミネベアミツミ公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、ミネベアミツミ公開買付けの実現可能性に関して疑義を生じさせる特段の事情はなく、当社株主は6,200円というミネベアミツミ公開買付価格で少しでも早期に当社株式を売却することができることを勘案すると、当社株主にとって十分魅力的な水準であるとミネベアミツミは考えているとのことです。

<中略>

以上を踏まえ、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付けの成立確度を高め、これによって、本応募合意株主を含む売却希望株主に対し、当社株式について、公開買付期間中にミネベアミツミ公開買付けに応募し、YAGEO公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じていると考えられる現状から可能な限り早期に売却する機会を提供した上、ミネベアミツミ公開買付けを成立させ、速やかに当社とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、ミネベアミツミ公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定したとのことです。なお、変更後のミネベアミツミ公開買付価格である6,200円は、ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付価格を6,200円に引き上げることを決定したことに伴い提出した公開買付届出書の訂正届出書の提出日の前営業日である2025年8月13日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値5,860円に対して5.80%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,007円に対して3.21%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,013円に対して3.11%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,472円に対して13.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格になるとのことです。

(訂正後)

<前略>

6,200円というミネベアミツミ公開買付価格は、2025年8月14日時点で、YAGEO公開買付価格と同額であること、2025年8月1日付でYAGEO公開買付けに係る外為法上の待機期間が同年9月1日まで再延長されたことが反映された同年8月4日以降の当社株式の市場株価は上回っていること、特に、ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付価格を6,200円に引き上げることを決定したことに伴い提出した公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2025年8月14日の前営業日である2025年8月13日の当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値は5,860円であり、それに対して5.80%のプレミアムを加えた価格であること、さらに、YAGEO公開買付けには上記のとおり実現可能性に重大な疑義が生じている一方、ミネベアミツミ公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、ミネベアミツミ公開買付けの実現可能性に関して疑義を生じさせる特段の事情はなく、当社株主は6,200円というミネベアミツミ公開買付価格で少しでも早期に当社株式を売却することができることを勘案すると、当社株主にとって十分魅力的な水準であるとミネベアミツミは考えているとのことです。

<中略>

以上を踏まえ、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付けの成立確度を高め、これによって、本応募合意株主を含む売却希望株主に対し、当社株式について、公開買付期間中にミネベアミツミ公開買付けに応募し、YAGEO公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じていると考えられる現状から可能な限り早期に売却する機会を提供した上、ミネベアミツミ公開買付けを成立させ、速やかに当社とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、ミネベアミツミ公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定したとのことです。なお、変更後のミネベアミツミ公開買付価格である6,200円は、ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付価格を6,200円に引き上げることを決定したことに伴い提出した公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2025年8月14日の前営業日である2025年8月13日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値5,860円に対して5.80%、

過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,007円に対して3.21%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,013円に対して3.11%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,472円に対して13.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格になるとのことです。

その後、YAGEO Electronics Japanは、YAGEO公開買付価格を、2025年8月21日付で6,635円へと、2025年8月23日付で7,130円へと変更することを決定しており、2025年8月27日付で、外為法上の承認について、遅くとも同年9月10日までに取得できる見込みである旨を公表しているところ、ミネベアミツミは、2025年8月21日以降はミネベアミツミ公開買付価格とYAGEO公開買付価格が同額であるか否かという点につき、法第27条の8第2項に基づき、当社株主の皆様に対する十分な情報提供を行うため、2025年8月28日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出することとしたとのことです。当該訂正届出書の提出に伴い、令第13条第2項第2号イに基づき、2025年8月28日付で、ミネベアミツミ公開買付期間は、2025年9月11日まで延長され、合計91営業日となったとのことです。

なお、2025年8月28日時点では、ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付価格を変更する予定はないとのことです。

(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付前提条件の全てが充足され又はミネベアミツミにより放棄された場合、ミネベアミツミ公開買付期間を81営業日に設定しているところ、ミネベアミツミ公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日からミネベアミツミ公開買付期間の末日である2025年8月28日までの期間は95営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、当社の株主の皆様はミネベアミツミ公開買付けに対する応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、当社株式についてミネベアミツミ以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えているとのことです。加えて、YAGEO 予告公表プレスリリースを通じてYAGEO 公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日からミネベアミツミ公開買付けのミネベアミツミ公開買付期間の末日である2025年8月28日までの期間はさらに長期に亘っているため、当社の株主の皆様にとってミネベアミツミ公開買付けの内容をYAGEO 公開買付けと対比した上でミネベアミツミ公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会やミネベアミツミ以外の者にとって当社株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えているとのことです。

<後略>

(訂正後)

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付前提条件の全てが充足され又はミネベアミツミにより放棄された場合、ミネベアミツミ公開買付期間を91営業日に設定しているところ、ミネベアミツミ公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日からミネベアミツミ公開買付期間の末日である2025年9月11日までの期間は105営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、当社の株主の皆様はミネベアミツミ公開買付けに対する応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、当社株式についてミネベアミツミ以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えているとのことです。加えて、YAGEO 予告公表プレスリリースを通じてYAGEO 公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日からミネベアミツミ公開買付けのミネベアミツミ公開買付期間の末日である2025年9月11日までの期間はさらに長期に亘っているため、当社の株主の皆様は

とってミネベアミツミ公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上でミネベアミツミ公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会やミネベアミツミ以外の者にとって当社株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えているとのことです。

<後略>

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、ミネベアミツミ公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ずミネベアミツミ公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実がミネベアミツミ公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】

ミネベアミツミ公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、ミネベアミツミ公開買付けには適用されず、ミネベアミツミ公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者 (affiliate) (以下「関連者」といいます。) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人 (これらの関連者を含みます。) は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で、ミネベアミツミ公開買付けの開始前、又は公開買付期間中にミネベアミツミ公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

ミネベアミツミ公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとしします。ミネベアミツミ公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、当社又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、ミネベアミツミ公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。